

静岡県教育委員会

議事録

平成 30 年度 第 6 回定例
7 月 19 日 (木)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 30 年 7 月 19 日に教育委員会第 6 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|---|----|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 30 年 7 月 19 日 (木) | 開会 | 13 時 30 分 |
| | | | 閉会 | 15 時 30 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 斉 藤 行 雄
委 員 藤 井 明 | | |
| | 事務局 (説明員) | 鈴 木 一 吉 教育部長
松 井 和 子 教育監
渋谷 浩 史 理事 (総括担当)
赤 石 達 彦 理事兼社会教育課長
若 月 伸 隆 教育総務課長
赤 堀 健 之 教育政策課長
木 野 雅 弘 財務課長
須 山 智 佐 子 福利課長
宮 崎 文 秀 義務教育課長
小野田 裕 之 高校教育課長
山 崎 勝 之 特別支援教育課長
名 雪 元 健康体育課長
中 川 好 広 文化財保護課長
山 田 貞 己 静岡教育事務所長
太 田 修 司 静岡西教育事務所長
三 科 守 中央図書館長
塩 崎 克 幸 総合教育センター所長
大 石 正 佳 教育総務課参事
滝 尾 彰 彦 特別支援教育課人事監
小 関 雅 司 高校教育課指導監
後 藤 祐 介 教育総務課監察班長
井 島 秀 樹 高校教育課指導第 1 班長 | | |

4 その他

- (1) 第 12、13 号議案は原案通り可決された。
- (2) 報告事項 1、2 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、伊東委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 12、13 号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、
異議はないか。
全 委 員： 異議なし。
教 育 長： それでは第 12、13 号議案は非公開とする。今回は公開案件から審議
する。

報告事項 1 平成 31 年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領

報告事項 2 平成 31 年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領

教 育 長： 報告事項 1「平成 31 年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要
領」及び報告事項 2「平成 31 年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施
要領」について、小野田高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <説明事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

渡 邊 委 員： 裁量枠に関して、子ども達の学科に対する興味関心という部分を汲み
取るという点については大賛成であるが、相変わらず野球やサッカー
といった体育的活動を重視する、運動部男子が裁量枠を利用しやすい
のではないかということが、資料から読み取れる。実際に体育的活動
における裁量枠を希望する生徒の男女の割合について聞きたい。

高校教育課指導第 1 班長： 男女の正確な数について集計は取っていないが、学校裁量枠の種目
を設定する際に、御指摘のとおり女子の方が少ないといった状況はある。
女子の部活の設定や、全ての学校に置いて野球部やサッカーの裁量枠を
設定する必要はないのではないかという点を含めて、各学校に検証をさ
せているところである。その検証シートを毎年確認していると、学校ご
とに丁寧に検証をした上で設定を考えているという様子は窺えるが、改
めて今頂いた御意見についても連絡をしていきたい。

渡 邊 委 員： その裁量枠が、その学校が将来求める生徒を選抜するに当たって、本
当に必要なものであるかという点において、より精査してもらえれば
と思う。

藤 井 委 員： 志願資格について記載があるが、年齢制限というものはあるか。

高校教育課指導第 1 班長： 上限はない。今年度も定時制過程において、75 歳の生徒がいる状況
である。

藤 井 委 員： 過日の移動教育委員会で話題となったが、義務教育の中での年齢をオ
ーバーした人達の編入や入学は認めないという話があった。このケー
スの中等部・高校への入学については、例えば日本語が覚束ない外国
の 15 歳の子どもがいたとして、中等部への入学を希望したら受け付け

るということか。

高校教育課指導監： 実施要領1ページに志願資格を記載しているが、中等部に関しては今年度3月に小学校若しくは義務教育学校の前過程卒業見込みの者となっているため、いわゆる小学校6年生が対象となっている。

藤井委員： 志願資格については承知しているが、そこに外れた年齢の者は100パーセント拒否するのということである。例えば、外国人に限らず日本人でも、小学校6年で卒業をした生徒が病気になってしまい、丸1年間入院したが、中学校1年生から入りたいという希望があった場合どうなるのか。

理事（総括担当）： 委員御質問の件について、普通の中学校の場合は、どのような対応となるか。

義務教育課長： 基本的に年齢で割振りを行うため、御質問の内容の場合、年齢通りの中学2年生で受け入れることとなる。

藤井委員： 本人や家族の強い希望があっても強制的にそうなるのか。

静西教育事務所長： 本来は中学校1年生の年齢になった段階で、該当する中学校に籍が置かれる形となる。そこで1年間入院等により学習が出来なかった場合は、原級留置ということで1年生に留め置くということはある。

藤井委員： あって当然であると思う。義務教育の対応については、今説明を受けたとおりだとして、中東部の対応については、自由応募だから受け付けないということの良いか。

高校教育課指導第1班長： 少なくとも静岡県立の中等部では前例がない。

藤井委員： 前例主義で考えないほうが良いと思うが。

渡邊委員： 話を聞いていて思ったが、現在は多様な学び方について配慮が必要だということが広まってきている時代であるため、これまでと考え方を変えて対応していく必要もあるのではないかと思う。

藤井委員： 事情がある場合は個別に検討対象とする位の自由度を設けておけば良いのではないかと思う。不当な理由に拠るものであれば、受け入れる必要はないと思うが、年齢が多少オーバーしていても正当な理由であれば受け入れるといった幅は、今後必要であると思う。

伊東委員： 小学校で発病して小学校に7年いた場合でも、今の志願資格では年齢による記載ではなく、何年3月に卒業見込みの者という規定になっているため、当てはまるということになる。どこかの小学校に必ず籍を置いていて、卒業までに6年以上要することを制度して認められるのであれば、卒業した段階で受験はできるのか。

高校教育課指導第1班長： 選抜を経て入学をする中等部については、県立中等部以外にも国立大学の中等部や特殊学校もあるため、各都道府県の状況も調べた上で次回報告する。

藤井委員： 今回の選抜要領に関して、川根の県外からの応募について促進したいということだったと思うが、何か策はあるか。

高校教育課長： 教育委員会事務局と川根高校と川根本町で、これまでも協議会を立ち上げて、魅力化について検討を行ってきた。そこで、効果的な広報に

ついて検討を行ったところ、他県と合同での説明会の開催や、県人会や知事部局のイベントや、カヌーの全国ジュニア大会におけるPR、全国版には載らなかったが、産経新聞ではネットで川根高校の取り組みについてボリュームのある記事を掲載した。本日も記者会見があるため、全国紙を有する新聞社に対して、取り上げてもらえるようアピールをしていきたい。

藤井委員： 前回と同様の結果となってしまうまいよう、考えられるあらゆる手段を講じて応募が殺到するようにしてもらいたい。

教育長： 他に意見は無いか。

伊東委員： 渡邊委員御指摘のとおり、裁量枠について体育的活動が多く見られる。部活動の在り方に関して見直しを行い、学校教育における部活の位置づけについて、一定の方向を示したと思うが、入試に関しては以前の形のままとなっているのは、疑問を感じる。

高校教育課指導第1班長： 御指摘のとおり、部活動の意味が改めて問われていると思う。学習指導要領も新しくなる中で、今いただいた御意見も含めて今後検討していきたい。

教育長： 他に意見はあるか。

全委員： (異議なし)

教育長： 報告事項1、2を了承する。

(会議の非公開)

教育長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第12号議案 静岡県立中央図書館協議会委員の任命

※ 非公表

<非>第13号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

教育長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成30年度第6回教育委員会定例会を閉会とする。